

手話言語条例學習教材

「AKASHI's 証」

年





## おとぎ話

平成二十五年十月八日、全国初となる手話言語条例が、この鳥取県で制定されました。この日、鳥取県議会の傍聴席には、歴史的な瞬間に立ち会おうとした、全国から百人近い人々の者や関係者が集まりました。条例は全会一致で可決・成立し、議場は満面の笑顔と手話の「拍手」による静かな喝采がいつまでも止みませんでした。

「鳥取県手話言語条例」は、手話を知らない者以外の者とのかけ橋となり、人々の人の人権が尊重され、人々とのコミュニケーションが互いに理解し、共生する社会を築くため制定されたもののです。鳥取県教育委員会では、これまでに、手話普及支援員を派遣した手話学習の推進や、手話ハンドブック（冊子・DVD）の配布、指文字タペストリーの配布（小学校のみ）などの取組を行つてしまつた。また、手話ハンドブックを手に取つ、「おはようございます」「わざとめす」などの挨拶や自己紹介などを表現したことがあるのでないでしょうか。

この学習教材によって、鳥取県手話言語条例制定の翌年に鳥取県立鳥取聾学校中学部・高等部の生徒が発表した劇「AKASHI」を証へて参考資料を収めています。なぜ手話言語条例が制定されたのか、人々にとって手話とはどのような存在なのか、そして、共生社会の実現のためには何が必要なのか…、未来の創り手である皆ひと人ひとりが考え、互いに意見を交わし、具体的な一歩を踏み出してもよし。

平成三十年三月

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

国内における出版物の歴史と鳥取県の動向	1
「AKASHI～謹～」	2
「めぐらのページ	13
「やま、ぐる」（「AKASHI～謹～」トーマンガ）	14
「鳥取県刊行物規制条例」	18
鳥取書院校について	23

# 国内における手話の歴史と鳥取県の動き

西暦（和暦）	国 内	鳥 取 県
一八七五(明治八年)	京都の待賢小学校の教室で手話が使われていた記録がある （日本の手話の誕生）	
一八七八(明治一一年)	古河太四郎が日本初の聾学校である京都盲聾院を設立	
一九一〇(明治四三年)		
一九三三(昭和八年)	鳩山文部大臣が聾教育での口話法推進の訓示→事実上の手話教育禁止 （口のなき）	
一九九三(平成五年)	文部省の報告書で、聾学校において手話を活用すべきと記述	
二〇〇八(平成二〇年)		
二〇〇九(平成二一年)		
二〇一一(平成二三年)	障害者基本法改正 「手語（手話を含む。）」と法律に明記	
二〇一三(平成二五年)	鳥取県将来ビジョンに「手話を言語文化」と明記	
二〇一四(平成二六年)	あいサポート運動をスタート	
二〇一六(平成二八年)	鳥取県手話言語条例制定（十月八日）	
二〇一七(平成二九年)	障害者差別解消法施行	
		遠藤薫が鳥取盲聾学校（今の鳥取聾学校）を設立  鳥取県手話言語条例制定（十月八日）

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい  
社会づくり条例（あいサポート条例）施行（九月一日）



## 「AKASHI～語～」

皆さんには、聾学校で手話の使用を禁じられた時代があつたことを知っていますか。明治十三年、イタリアのミラノで開催された国際会議において、聾学校では読唇と发声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。これを受け日本でも口話法が用いられるようになりました。聾学校での手話の使用が事実上禁止されるようになりました。

—昭和八年 全国聾学校長会 堀山一郎文部大臣 訓示

\*<sup>1</sup> 聾学校  
\*<sup>2</sup> 聰兒  
\*<sup>3</sup> 聰学校  
「聰兒にありますては、日本人たる以上、わが國語をできるだけ完全に語り、他人の言語を理解し、言語によって国民生活を営むしむる事が必要であります。よつて全国各聾学校においては、聰兒の口話教育に奮闘努力していただきたい。」

—昭和三十年 夏

休憩時間の高等部棟の階段下には手話が飛び交っていた。かずおとまつ、きよし、たいちの四人は、小学部の頃からずっと同じ教室で過ごしかけた同級生で、手話でたわいのない話をするのが、学校での唯一の楽しみだった。

(かずお) 「〈手話〉 はあ、まだ三校時日だ。一日が長いよ。」  
(まつ) 「〈手話〉 しかも次は西山先生の授業よ。」  
(きよし) 「〈手話〉 西山先生、厳しいもんね。」

(たいち)「〈手話〉君はいこや、発音がきれいだからね。」

そこへ、昨年起<sup>おき</sup>任してきた女性の先生がやつてきて声をかけた。

(高村先生)「〈手話〉もあるわ、時間ですよ。早く教室に参りなさい。」

高村先生は手話の使用を認めてくれる数少ない理解者だ。しかし、いつも会話する程度は黙認してくれぬし、公の場でなければ、高村先生自身も手話で話してくれる。四人は足早に教室へ戻り、間もなく始める辛い時間に備えた。

教室の戸<sup>戸</sup>が勢いよく音を立て、西山先生が現われた。空気は一瞬で冷たく変わり、四人の背筋が伸びる。まつは、普段よりも大きくなればれとした声で、命令をかけた。

(西山先生)「今日から新しい物語に入る。教科書五十ページを開けなさい。」

四人は必死に西山先生の囁<sup>ささや</sup>きに注目し、何と叫<sup>さけ</sup>いたかを読み取る。読唇が苦手なかばおは、唇のまつの動きを横田で確かめながら、ようやく教科書を開いた。

(西山先生)「では…あよ。物語の作者と題名を讀こなさい。」

あよは顔をじねぱりか、急いで起立する。

(あよ)「はー。やへんやせ、あくたがわ…」

題名を叫<sup>さけ</sup>ひだらべ、西山先生は手に持った棒を教卓に叩たたいた。あよはせん<sup>セン</sup>クシと手を飛<sup>と</sup>び上がった。

(西山先生)「何を叫<sup>さけ</sup>ひだらべのか分からん。これは学校だら。はつかり話しなさい。」

(あよ)「はー。やへんやせ、あくたがわりゅうのすか。だいむこせ、『うしおとわん』ですか。」

(西山先生)「うむ、ここだや。座りなさい。」

あよしほと懶たなじねれ、ひひのと懶たはこて着席した。

(西山先生)「では、まつ。第一段落を読みなさい。」

まつは「つまつた」ふくの表情で、懶な懶の起立した。

(まつ)「…たいこ…。」

困ったまつは、黒板の方を向いて板書してこの西山先生の手を盗み、隣のかずおに手話で尋ねた。

(まつ)「〈手話〉ねえ、先生向て言つた。」

かずおが手話で教えるとしした瞬間、西山先生が振り返つた。

(西山先生)「まつ、今、何をした。<sup>\*4</sup>手まねをしたな。」

まつは肩をすくめた。

(西山先生)「手まねは駄目だといつてこられたや。」

かずお、かずおが静かに立つて叫んだ。

(かずお)「…せぐがしあした。…せぐが、手まねをしあした。」

(まつ)「かずお君…。」

西山先生はかずおに詰め廻り、一段と強ご口調で叫んだ。

(西山先生)「手まねは絶対に詰れる。絶対に許さる。」

じゆみゆかずおを横にして、西山先生は教壇を出て行つた。



—休憩時間 教室

(まつ) 「〈手話〉 かずお君、 もうきは「」ねえね。」

(かずお) 「〈手話〉 いいんだ。 われよりひどいのは西山先生だ。 僕たちは必死で図を読み取のうと懇張  
つてこねのに…。」

(まつ) 「〈手話〉 口話、 口話つて、 私たちの気持ちをちつとも分かわしきれない…。」

(きよし) 「〈手話〉 手話で思つたり語るに時間だけが、 唯一の安心だよ。」

(たいち) 「〈手話〉 手話で授業を受けられたら、 どんなに幸せだらう。」

すると、 まつが思いついたように教壇に立ち、 大きな咳払いをして三人を見渡した。

(まつ) 「〈手話〉 これから、 国語の学習を始めます。」

かずおがまつを押しつけ、 調子よく続ける。

(かずお) 「〈手話〉 うむ、 今日は新しい物語を勉強する。」

(たいち) 「〈手話〉 この物語は、 とっても楽しいですよ。」

(きよし) 「〈手話〉 楽しへ、 お腹がよじれますよ。」

四人はお腹をよじり、 声をあげて笑った。 その時、 廊下を廻る黒ぶち眼鏡の川田先生と田が合った。

(川田先生) 「あなたたち、 何をしてるの。」

四人の顔から笑顔が消え、 素早く両手を後ろに回した。

(川田先生) 「手まねをしたわね。」

(まつ) 「三田先生、 じめんなさい。」

間もなく、 西山先生や高村先生も駆けつけられた。

(西山先生)「またお前たちか。全く反省していなこよつだな。」

(川田先生)「成績が上がらないと思つたら、案の定だわ。手まねばかりしてこぬから授業につらじれないのよ。」

「よ。」

(西山先生)「一度ついた手まねの癖は、なかなか抜けんのだ。お前たち、次の授業が終わるまで、廊下に立つ

ていろ。」

生徒たひな、とほとほと歩いて一列に並んだ。

(高村先生)「西山先生、ちよつとおひすきでな…。」

(西山先生)「何を言つてこゐるんだ、高村先生。あなたは甘すゐる。だから生徒が平氣で手話を使つのだ。手話は口話」とつて有意味のもの。われわれは手話のない環境を作らねばならんのだ。手話のない社

会を。」

(かずお )「〈手話〉…手話…な…。なんの地獄だ。」

(西山先生)「向だよ。」

(まつ )「〈手話〉…わつよ。手話をなべすなんて、絶対いや…。」

(西山先生)「手まねをやめや。」

(高村先生)「西山先生。許してあげてください。…」この子たひな、こつも一生懸命先生の顔を読み取つてこゐるじゃないですか。頬だけを頼りに、なんとか勉強につづいてこいつと努力してこゐるぢやないですか。せめて休憩時間くらいは、手話を使わせてあげてください。この子たひなは、手話も必要なんです。お願いします。」

(川田先生)「高村先生、あなたそんないつてこひこんですか。私も西山先生も、生徒たちが憎くて言つてい

るにじゃありますべく。これは、国が決めたことです。私たちは國から責務を負わでいいます。国  
が決めた人間を輔助の義務があるんです。」

(西山先生)「あなたのように甘く勧めでは、口説の中では成り立たない。国に迷惑のあれば、即刻教師  
を辞めたまえ。」

西山先生と三田先生が教室をあとにした。高村先生は肩を落として生徒たちに頭を下げた。  
(高村先生)「〈手話〉…みんな…、じぬんね…。」

(生徒たぬ)「先生…。」

—数日後

生徒たぬは、いつも机の踏み台に集まっていた。まつせ、その手に嘆願書を持っていた。数日前の一件をきっかけに、ついに生徒たちが立ち上がりはじめていた。

(かずお)「〈手話〉いいか、みんな。今いじた僕らが心を一つにして闘つたのだ。」  
かずおはまつから嘆願書を受け取り、ゆっくりとした内容を読み上げた。

『われわれ生徒一回は、ただ一つを嘆願するのであります。われわれいつある間にひとつし、手話は最も理解できる言葉であります。われわれいつある者から手話を取り上げないことを聴じよと申されたの  
ことと同じあります。手話いじれ、われわれの言葉。学校に手話を。』

嘆願書には、生徒たちの切実な思いが記されていた。また、嘆願書とあわせて、生徒たちは休憩時間や登下校の時間を使い、校内で署名活動を進めていた。嘆願書と署名を手に、四人は校長室へ向かった。

震える手を握って、かずおが校長室の門をノックした。

(かずお)「失礼します。」

四人が入ると、校長先生は高村先生、西山先生、川田先生と何やら話しかけていた。

(校長先生)「君たち、どうしたんだ。」

(かずお)「校長先生、僕たち、嘆願書を持ってきました。」

(まつ)「これは、生徒全員の総意です。」

(たいち)「お願いします。」

普段物静かなたいちが校長先生へ嘆願書を渡した。

嘆願書に目を通すと、校長先生は驚いた様子で四人を見渡した。

(校長先生)「これは…。」

校長先生の様子に、他の三人の先生いつも嘆願書に目を通す。

(西山先生)「お前たち、教師の目を盗んで…こんなことをしていたのか。」

(川田先生)「あなたたち…こんなことをして…、どうなるか分かってこね。」

(きよし)「先生、僕…。今まで、先生たちの唇を必死で読み取つてきました。何て言つてこらるのか、想像して想像して…。答えを間違つことが怖くて、いつも不安でした…。」



(まつ)「私は…、小さい時からずっと口話で勉強してきました。でも、何を言われているのか、何を勉強しているのか、分からんんです。」

(西山先生)「それはお前たちの努力が足りないんだ。」

(かずお)「ちがう。僕たちは努力してきました。僕たちを分かろうと努力しないのは…、先生たちの方だ。」

(川田先生)「…あなたたちの気持ちは分かるわ…。でも、先生たちはあなたたちが社会に出て困らないために、生きる術を教えているのよ。」

校長先生が立ち上がり、静かに口を開いた。

(校長先生)「…君たちが手話で学びたい気持ちはよく分かった…。しかしね、手話でやうどりしたとしても、社会に一歩出たらどうだね。社会に手話が分かる人などおらんのだよ。面倒な筆談で会話を試みる者も少ない。<sup>\*5</sup>聾聴者は、孤独でさびしい生活を送るようになるだらけ。しかしね、口話はちがう。唇を読み、発音の訓練をすれば、聾聴者も聞こえる人に近づくことができるのだよ。口話これが、君たちの幸せにつながる道なのだよ。」

(かずお)「〈手話〉…そんなの…、ちっとも幸せじゃないです…。僕たちは聞こえる人じゃない。やつあ者は恥ずかしくない。やつあ者として堂々と生きたいんですよ。」

校長室には、生徒たちの涙をすする音だけが響いた。しばらくして、高村先生が沈黙を破った。

(高村先生)「〈手話〉…校長先生、西山先生、川田先生。私は一人の教師です。國民と國民の幸福のために働くことですが、私の使命です。この子たちの訴えは、全ての聾児の叫びです。…私は…、完全なる口話主義に異を唱えます。」

生徒たちは、高村先生が自分たちのために手話で校長先生に訴えていたことに驚いた。

(西山先生)「…高村先生、私だってただ厳しくしているんじゃない。聾啞者の将来を考え、信頼を持つて口話を教えてこねつもつだ。」

(高村先生)「〈手話〉分かってこねます。しかし、手話を取り上げられ、自分の耳にさえ入らない発音を努力し、苦しみ思いをしたりの子たちが、これ以上不幸にさせたくないのです。」

(川田先生)「この子たちだけ、今は苦しくとも、必ず幸せになれるわ。そのためだつたら、私はどんな努力も惜しまないつもりです。」

(高村先生)「〈手話〉いいえ川田先生、想像してくださーい。一時間中、一つの文章を繰り返し発音練習する苦しみを。何を言つてらるか分からぬ学習が、毎日繰り返される苦しみを…。口話が有効な子どもは、せいぜい十人中二、三人でしよう。では残りの七、八人は見捨てるのですか。これは教育ではありません。口話だけでなく、この子たちには手話も必要なんです。この子たちの歩む道を閉ざさないであげてください。むつか…お願ひします。」

高村先生は、床に膝をつき、頭を下げた。生徒たちは思わずかけ寄った。

(生徒たち)「…高村先生…。」

—数日後

校舎にチャイムが鳴り響き、授業の終わりを告げた。

(まつ )「〈手話〉起立、氣をつか、これで国語の学習を終わります。礼。」



(生徒たち)「〈手話〉ありがとうございました。」

廊下を通り過ぎた高村先生を見つけ、生徒たちはかけ寄った。

(かずお)「〈手話〉高村先生。」

(高村先生)「〈手話〉どうしたの。」

(たいち)「〈手話〉高村先生、ありがとうございました。」

(あよし)「〈手話〉先生が僕たちの後押しをしてくれたこと、感謝しています。」

(まつ)「〈手話〉西山先生も、川田先生も、授業の挨拶は手話を認めてくれてます。」

(かずお)「〈手話〉少しずつだけど、自分たちの手で学校が変わって…、毎日が樂しくなってきました。」

高村先生は笑顔でうなづくと、四人を見渡しながら言った。

(高村先生)「〈手話〉いい、みんな。社会の中で聾聴者は少数者です。でも、これから五年後、十年後、いや、もっと先かもしれない。聴者であることを恥じとし、少数者であることを誇りに思う世の中がきちじじめ。その日がくるまで、私が倒れたりあなたたちが…、あなたたちが倒れたりあなたたちの手もが…、この思いを引き継いでいこうよ…。」

—平成一十五年十月八日

全国に先駆け、手話言語条例が島根県で制定された。傍聴席には全国の\*聾聴者が集まり、条例の制定と共に喜んだ。そこには、あの生徒たちや先生たちの思いが引き継がれてくる。

この物語は、山本おさむ氏の漫画「わが指のオーケストラ」と、鳥取聾学校卒業生の講話をもとに作成したフィクションです。文章中には、現在は使わない表現等が含まれますが、物語の時代背景や趣向を伝えるため、そのまま使用していくことに留意してください。

### 【言葉の整理】

言葉	意味
* 1 「 <b>聴睡学校</b> 」	「 <b>聴</b> 」は視覚障がいを、「 <b>睡</b> 」は聴覚障がいにより話すことが困難であることを表している。「 <b>聴睡学校</b> 」は、視覚障がいの子どもたちと聴覚障がいの子どもたちが共に学ぶ学校のこと。
* 2 「 <b>聾兒</b> 」	聴覚障がいのある子どもたちのこと。
* 3 「 <b>聾睡</b> 」	「 <b>聾</b> 」は聞こえないこと、「 <b>睡</b> 」は話せないことを表し、その二つの漢字を組み合わせて、聴覚障がいを表している。現在は、聞こえない・話せないことが必ずしも等しくないことから、「 <b>睡</b> 」の表現は使わなくなっている。
* 3 「 <b>聾学校</b> 」	聾学校（聴覚障がいのある子どもたちが通う特別支援学校）のこと。
* 4 「 <b>手まね</b> 」	手話のこと。
* 5 「 <b>わいわい者</b> 」「 <b>聾睡者</b> 」	物語中、生徒たちの言葉では誇りや自分じこれである意味を込めて「 <b>わいわい者</b> 」、「 <b>先生</b> たちの言葉では一般的な意味として「 <b>聾睡者</b> 」と表している。
* 6 「 <b>わいわい者</b> 」	生まれつき又は幼い頃から聴覚障がいがあり、主に手話を使って意思疎通する人。

「おひのペーパー」「AKASHI～嘘～」を元にした物語

てをとーって はばたきあおう きぼうのうたをか  
 なでながら きぼうのうたをかなでながら

*mf*  
*mp dolce.* *rit.*

This musical score consists of three staves. The top staff uses a treble clef, the middle staff a bass clef, and the bottom staff a bass clef. The music is in common time. The lyrics are written below the notes. Measure 1 starts with eighth-note pairs in the treble clef staff. Measures 2-3 show a transition with chords in the bass clef staves. Measures 4-5 continue with eighth-note patterns. Measure 6 begins with a dynamic *mf*. Measures 7-8 show a transition with chords. Measure 9 begins with a dynamic *mp dolce.* Measures 10-11 show a rhythmic pattern with sixteenth-note pairs. Measure 12 ends with a dynamic *rit.*



C

*mf*

あなたがいる わたしがいる それだけでいきる あ かし

あしたへの ひかりがみえる みどりの かぜがそよぐなかで

D

*f*

あなたがいる わたしがいる それだけでいきる あ かし

B *p*



ゆ び で か な で る い の ち の こ と ば

A musical staff in G clef, common time, with a key signature of one flat. It consists of eight measures of harmonic chords.

ゆ う き を こ め て ひ び か せ よう

A musical staff in G clef, common time, with a key signature of one flat. It consists of eight measures of harmonic chords.

こ の せ か い に

A musical staff in G clef, common time, with a key signature of one flat. It consists of eight measures of harmonic chords.

鳥取聾学校中学部・高等部合同劇「AKASHI～証～」テーマソング

『さあ、今』

作詞／竹中 友張  
作曲／中井 晓子

劇中で、生徒たちが歌とダンスで表現しているテーマソングです。「仲間とともに困難に立ち向かう勇気」や「手話で語り合う喜び」を歌詞と音楽に込め、鳥取聾学校の先生方が作りました。皆さんも、ぜひ歌ってみましょう。

強い意志を持って

$\text{♩} = 74$

mp

A

*mp*

さあいまたちあがろういたみをちからにかえて

mp

さあいまあるきだそうなみだでひかりをはなち

>

# 鳥取県手話言語条例（平成25年10月8日制定）

## 前文

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と发声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受け、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

※平成26年1月に、日本においても「障害者の権利に関する条約」に批准しています。

## 第1章総則

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

### (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

### (県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるように、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第 12 条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第 13 条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第 14 条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第 15 条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 19 条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 鳥取聾学校について

鳥取聾学校は、聴覚障がいのある幼児児童生徒が通う特別支援学校です。鳥取市の本校には、幼稚部から高等部まで、米子市のひまわり分校には幼稚部から中学部まであります。自宅から本校に通うことが難しい児童生徒は、本校の近くにある鳥取聾学校の寄宿舎で生活しながら通います。



## 【学校生活について】

幼稚園や小学校、中学校、高等学校と同じ内容や、聴覚障がいに関連する内容などを学習しています。手話や指文字、キューサイン、口話など、一人ひとりに合った方法でコミュニケーションをとり、学校生活を送っています。その中でも手話は、学校全体の共通の言語です。

幼稚部から高等部までの他に支援部があり、0歳からの乳幼児教育相談や、地域の学校に通う聞こえにくい児童生徒への支援を行っています。



乳幼児教育相談



幼稚部



小学部



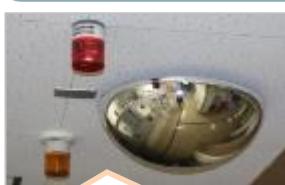
中学部



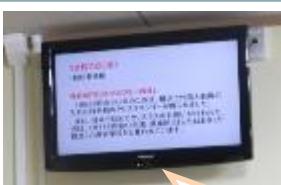
高等部（普通科、生活デザイン科、産業工芸科）

## 【校内の設備や機器について】

聴覚障がいのある幼児児童生徒が安心安全に学校生活を送るために設備や機器が多くあります。下に挙げたものは一部ですが、学校に申し込んで実際に見学することもできます。



教室や廊下の天井にはライトがあり、火事の時は赤いライト、地震の時はオレンジのライトが光って知らせます。また、足音などを聞き取りにくいため、曲がり角で人とぶつからないよう、ミラーが付いています。



廊下のモニターは、日々の予定やお知らせを表示する他に、緊急時の情報を知らせる役割もあります。



電池チェッカーで補聴器の電池残量を測り、減ってきたら電池を交換します。聴力測定室で定期的に聴力を測定し、聞こえや補聴器・人工内耳に変化がないかを確認します。



聴力測定室

★関連した内容が載っています。

- 「手話ハンドブック入門編」鳥取聾学校児童・生徒の作文、「手話ハンドブック活用編」Q&A コーナー
- ★鳥取聾学校ホームページ <http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriro-s/>
- 鳥取聾学校ひまわり分校ホームページ <http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/himawari-s/>

**<発行>鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課**  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271  
電話(0857)26-7574 FAX(0857)26-8101

鳥取県教育委員会の手話普及に関する取り組みホームページ  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm>